

第3節 環境影響評価

1. 環境影響評価

大規模な開発事業等を実施する際に、環境に大きな影響を及ぼすおそれがある場合、その事業の環境への影響について事前に調査・予測・評価を行い、環境の保全への適正な配慮を行う必要があります。このための一連の手続きを環境影響評価（環境アセスメント）と呼んでいます。

国では、昭和59年8月に環境影響評価実施要綱を閣議決定し、国が関与する大規模な事業について環境影響評価を実施していましたが、平成9年に環境影響評価法を制定し、手続や対象事業を定め、平成11年6月から施行しています。また、平成23年の改正により、計画段階での配慮手続き及び工事終了後の報告手続きが新たに創設され、環境影響評価の内容の電子縦覧を義務化するなどが盛り込まれました。

また、千葉県では国に先立ち昭和56年6月から、千葉県環境影響評価の実施にかかる指導要綱に基づき環境影響評価を実施してきましたが、国の動きに合わせる形で平成10年に千葉県環境影響評価条例を制定し、規模や種類が環境影響評価法で対象外である事業のうち、環境に影響を与えるおそれがあるものを対象として、平成11年6月から施行しています。そして、平成23年の環境影響評価法の改正に合わせて千葉県環境影響評価条例も整備しました。

事業者は事業実施までに次の段階を経ることとされています。

(1) 計画段階環境配慮書の作成（条例に基づく事業の場合は除く）

- ・事業の位置・規模等の検討段階で複数の案について環境面から見た各案の長所や短所、特に留意すべき環境影響を整理し比較検討を行います。

(2) 環境影響評価方法書の作成

- ・環境影響評価の項目、方法等について記載した方法書を作成し、知事、関係市町村長に送付すると共に、事業者が方法書説明会を実施します。

(3) 環境影響評価の実施

- ・方法書に対して提出された意見を尊重し、規則で定める指針に基づき項目、方法を決定して環境影響評価を実施します。

(4) 環境影響評価準備書の作成

- ・環境影響評価の結果を記載した準備書を作成し、知事、関係市町村長に送付するとともに、説明会を開催します。
- ・準備書に対して提出された意見についての見解書を作成します。
- ・必要に応じ、公聴会を開催します。

(5) 環境影響評価書の作成

- ・準備書に対する意見を尊重し、準備書の記載内容に修正を加えた評価書を作成します。

(6) 環境保全措置等の報告書の作成

- ・工事後に講じた環境保全措置、効果の不確実な環境保全措置の状況についてまとめ、報告・公表します。

環境に影響があると考えられる地域は対象事業の関係地域となり、当該地域の市町村長は配慮書、方法書及び準備書が送付された段階で知事に意見を述べることができるとされています。

本市が関係地域となった事業については、環境審議会に意見聴取した上で市長意見を作成し、千葉県知事に提出しており、法律及び条例施行後は次にあげた事業について意見を述べています。

- ・君津共同火力発電所5号機新設計画（法）
- ・廃棄物焼却施設の新設（君津地域広域廃棄物処理施設）（条例）
- ・（仮称）袖ヶ浦駅北側地区土砂等の埋め立て等の事業（条例）
- ・日本パール（株）廃棄物中間処理施設の設置（条例）
- ・東京国際空港再拡張事業（法）
- ・君津共同火力発電所6号機増設計画（法）
- ・（仮称）千葉袖ヶ浦天然ガス発電所建設計画（法）